

【電子申請】宅地建物取引業者名簿登載事項変更届 チェックリスト

※ 電子申請は国土交通省手続業務一貫処理システム（以下のページ）から行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/>

電子申請には**ギズIDプライム**もしくは**ギズIDメンバー**のアカウントが必要になります

ギズIDについては以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

ギズIDに関するお問い合わせは「ギズIDヘルプデスク」にご連絡ください。詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

●提出方法

申請フォーム名	宅地建物取引業法 宅地建物取引業者名簿登載事項の変更届出_知事免許【宅建】 宅地建物取引業法 宅地建物取引業者免許証の書換え交付申請_知事免許【宅建】
届出先(都道府県)	和歌山県
届出先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班

●チェックリスト

宅地建物取引業者名簿登載事項の変更届出

変更事項	添付書類	提出	注意事項
1 商号又は名称 ※別途書換え 交付申請が 必要	・法人の履歴事項全部証明書	法	原則として添付不要。(注3参照)
2 代表者又は 個人の変更 ※氏名の変 更を含む ※別途書換え 交付申請が 必要	・身分証明書	○	「身分証明書」については下記注意事項を参照。
	・登記されていないことの証明書	○	「登記されていないことの証明書」については下記注意事項を参照。
	・略歴書	○	・最終学歴後現在に至るまでの、①勤務先名、②勤務内容、③役職名を記入すること ・無職の期間は記載を省略せず、「無職」と明記すること。 ・今回の申請に係る職名等を必ず記載すること。 ・他法人の役員又は従業者を兼務する場合は、その全てを記入するとともに、常勤・非常勤の別を記入する
3 役員の変更 ※氏名の変 更を含む	・法人の履歴事項全部証明書	法	原則として添付不要。(注3参照)
	・誓約書	○	
	・身分証明書	○	「身分証明書」については下記注意事項を参照。
	・登記されていないことの証明書	○	「登記されていないことの証明書」については下記注意事項を参照。
	・略歴書	○	・最終学歴後現在に至るまでの、①勤務先名、②勤務内容、③役職名を記入すること ・無職の期間は記載を省略せず、「無職」と明記すること。 ・今回の申請に係る職名等を必ず記載すること。 ・他法人の役員又は従業者を兼務する場合は、その全てを記入するとともに、常勤・非常勤の別を記入する
	・法人の履歴事項全部証明書	法	法人の履歴事項全部証明書は原則として添付不要。(注3参照)
	・誓約書	○	
※「退任のみ」、「氏名の変更」の場合は添付書類は原則必要ありません。			

4	事務所の変更 ※号室の変更 増改築を含む ①主たる事務所、従たる事務所、従たる事務所の移転) ※別途書換え 交付申請が 必要	・法人の履歴事項全部証明書	法	原則として添付不要。
		・事務所を使用する権原に関する書面	○	・この書面には、建物登記簿謄本・事務所の賃貸借契約書等の内容を記入すること。 ・「所在地」の欄は、申請書の第一面で記載した所在地を記入すること。 ・「所有者」の欄は、事務所の所有者を記入する。所有者が法人の場合は、会社名及び代表取締役の氏名を必ず記入する。 ・「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ記入する。 ・事務所として使用する権限を確認するため、別途その事実を証する書面の写しの提出を求める場合がある。
		・事務所付近図の地図（案内図）	○	・主な道路及び主な目標物等を書き入れ、分かりやすく記載すること。地図の添付でも可。
	・事務所の写真（平面図・間取図等も併せて添付）	○	・事務所内の写真はカラー写真で①全景、②事務所入口付近（部屋番号の表示等があれば写しこむ）、③事務所内部全体の様子がわかるもの（撮影方向を変えて2枚以上）の計4枚以上添付すること。 ・事務所内部の写真は、業者票及び報酬額表の掲示が確認できるものであること	
	②従たる事務所の新設	・「4-① 事務所の変更 主たる事務所、従たる事務所の移転」の添付書類 ・「5 政令第2条の2で定める使用人の変更」の添付書類 ・「6 専任の宅地建物取引士の変更」の添付書類 その他添付書類	○ ○ ○ ○	上記「4-① 事務所の変更 主たる事務所、従たる事務所の移転」の添付書類及び注意事項参照 下記「5 政令第2条の2で定める使用人の変更」の添付書類及び注意事項参照 下記「6 専任の宅地建物取引士の変更」の添付書類及び注意事項参照 営業保証金の供託を証する書類 ・保証協会会員の場合 弁済業務保証金分担金納付書の写し ・自己供託の場合 営業保証金供託届出書及び供託書の写し
③従たる事務所の廃止又は名称の変更	・法人の履歴事項全部証明書	法	原則として添付不要。	
5	政令第2条の2で定める使用人の変更	・身分証明書	○	「身分証明書」については下記注意事項を参照。
		・登記されていないことの証明書	○	「登記されていないことの証明書」については下記注意事項を参照。
		・略歴書	○	・最終学歴後現在に至るまでの、①勤務先名、②勤務内容、③役職名を記入すること ・無職の期間は記載を省略せず、「無職」と明記すること。 ・ <u>今回の申請に係る職名等を必ず記載すること。</u> ・他法人の役員又は従業者を兼務する場合は、その全てを記入するとともに、常勤・非常勤の別を記入する
		・誓約書	○	
※「退任のみ」、「氏名の変更」の場合は添付書類は不要。				
6	専任の取引士の変更 ※氏名の変更を含む	専任の取引士は、必ず事前に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を登録を受けた都道府県に提出し、登録上の勤務先を変更しておくこと。 なお、他の都道府県で手続をした方は変更登録申請が受理されたことを確認できる資料の提出を求める場合がある。		
		・略歴書 ※就任のみ必要	○	・最終学歴後現在に至るまでの、①勤務先名、②勤務内容、③役職名を記入すること ・無職の期間は記載を省略せず、「無職」と明記すること。 ・ <u>今回の申請に係る職名等を必ず記載すること。</u> ・他法人の役員又は従業者を兼務する場合は、その全てを記入するとともに、常勤・非常勤の別を記入する
		・専任の取引士設置証明書	○	「宅地建物取引業に従事する者の数」は専任取引士を含めた従事者の数
「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」については添付不要。				
委任状			○	代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類			○	代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）
その他添付書類			-	原則として不要。（「4-②従たる事務所の新設」の際のみ営業保証金の供託を証する書類を添付。）

注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のものであること。

注2 「提出」欄の「○」は法人及び個人の両方、「法」は法人のみ、「個」は個人のみで提出が必要であることを意味します。

注3 農業協同組合等、役員の登記を必要としない法人の場合は、役員の選出についての会議の議事録の写し等を法人の履歴事項全部証明書のフォルダに添付。

●「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の注意事項

身分証明書 ※ 本籍地の市区町村が発行するもの。運転免許証やパスポート等ではない。	・①代表者、②役員、③政令使用人、④相談役及び顧問について添付。 ・代表者が未成年の場合は本人の「身分証明書」のほか、法定代理人の同意書、続 ・日本在住の外国籍の方の場合は住民票の抄本（国籍が記載されているもの） ・外国在住の外国籍の方の場合はパスポートの写し等
登記されていないことの証明書 ※ 法務局（本局）で交付又は医師の診断書	・①代表者、②役員、③政令使用人、④相談役及び顧問について添付。 ・医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通 ・外国籍の方も必要。

注 新たに法人の役員、もしくは政令使用人に就任する方が、次のいずれかに該当する場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書の提出は不要。

・既に法人の役員、もしくは政令使用人として県に備え付けられている宅地建物取引業者名簿に氏名が記載されている。

・令和6年5月24日以前に専任取引士として県に備え付けられている宅地建物取引業者名簿に氏名が記載されており、令和6年5月25日以降に業者免許の更新申請をしていない。

●チェックリスト

宅地建物取引業者免許証の書換え交付申請

申請の詳細	提出	確認事項等
手数料納付確認	-	手数料は必要ありません。
宅地建物取引業免許証	○	免許証原本を以下のとおり郵送もしくは持参すること。 郵送：県庁建築住宅課に簡易書留等受け取りが確認できる方法で郵送 持参：各区域を管轄する振興局建設部又は県庁建築住宅課に持参
委任状	○	代理人による申請の場合に必要。任意様式。
代理人の本人確認書類	○	代理人の顔写真付きの身分証明書の（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）
その他添付書類	-	原則として添付不要。